

# 一関地区広域行政組合介護予防事業実施要綱

平成18年6月7日

一関地区広域行政組合告示第14号

## (目的)

第1 この告示は、被保険者が要支援状態になることを予防するとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

## (事業主体)

第2 介護予防事業の事業主体は、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）とする。

## (実施主体)

第3 介護予防事業の実施主体は、組合又は組合が介護予防事業の実施を委託する法人若しくは団体とする。

2 前項の法人又は団体は、介護予防事業が効率的かつ効果的に実施できると管理者が認める次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市町
- (2) 社会福祉法人
- (3) 公益法人
- (4) 介護保険サービス事業所
- (5) 特定非営利活動法人
- (6) 地縁団体
- (7) その他管理者が適当と認めたもの

## (事業内容)

第4 介護予防事業は、介護予防特定高齢者施策及び介護予防一般高齢者施策とし、次の各号に掲げるものとする。

### (1) 介護予防特定高齢者施策

#### ア 目的

高齢者が要支援状態になることを予防するため、個別の介護予防ケアプランを作成するとともに、当該プランに基づく介護予防事業を包括的かつ効率的に実施することにより、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

#### イ 対象者

両磐地区に居住する要支援状態になるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の者（以下「特定高齢者」という。）とする。

ウ 種類

特定高齢者把握事業、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業及び介護予防特定高齢者施策評価事業とする。

(2) 介護予防一般高齢者施策

ア 目的

高齢者が活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような健康教育、健康相談等の介護予防に関する知識の普及、啓発及び地域における自発的な活動の育成、支援を行うことを目的とする。

イ 対象者

両磐地区に居住する65歳以上の者及びその支援のための活動に携わる者とする。

ウ 種類

介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業及び介護予防一般高齢者施策評価事業とする。

(実施方法)

第5 介護予防事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成18年厚生労働省告示第316号）の規定によるほか、この告示に定めるところによる。

2 介護予防事業の実施に当たっては、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な企画立案を行い、継続的なサービスが提供されるよう努めるものとする。

3 介護予防事業を第3第2項各号の法人又は団体に委託して実施する場合は、組合は委託契約を締結しなければならない。

(利用者負担)

第6 第3に掲げる実施主体は、介護予防事業の利用者から、利用者の受益に応じて次項に定める経費に対する負担を求める。

2 前項の利用者負担は、次の各号に掲げる経費の範囲内にしなければならない。

- (1) 利用者の飲食に要する経費
- (2) 介護予防事業実施時に消費する消耗品費、燃料費及び光熱水費
- (3) 利用者に帰属することになる教材費等に要する経費
- (4) その他組合が必要と認める経費

(委託料)

第7 組合は、第5第3項の規定に基づく委託契約により介護予防事業を実施する場合は、介護予防事業に要する経費から、第6第2項により受託者が収受すべき利用者負担を控除した額を委託料として支払うものとする。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

制定文(抄)

平成18年6月7日から施行する。